

危険物保安監督者を選任しなければならない製造所等

(消防法第13条、危険物の規制に関する政令第31条の2)

危険物の種類	第4類の危険物				第4類以外の危険物	
貯蔵・取扱危険物の数量	指定数量の倍数が30以下		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下	指定数量の倍数が30を超えるもの
貯蔵・取扱危険物の引火点 製造所等の区分	40以上	40未満	40以上	40未満		
製造所						
屋内貯蔵所						
屋外タンク貯蔵所						
屋内タンク貯蔵所						
地下タンク貯蔵所						
簡易タンク貯蔵所						
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所						
給油取扱所						
第一種販売取扱所						
第二種販売取扱所						
移送取扱所						
一般取扱所						
容器詰替 消費						

(注) 印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設